

## 1 月から「専門実践教育訓練給付金」が拡充されます

### ◆最大で受講費の 7 割、年間 56 万円を給付

厚生労働省は、2018 年 1 月より、「専門実践教育訓練給付金」の支給額と支給対象者を拡大します。

雇用保険の被保険者を対象に、支給率については受講者が支払った教育訓練経費の 50%（資格取得等した場合はさらに 20% 上乗せして合計 70%）とし、上限額も年間 40 万円（資格取得等した場合は年間 56 万円）とするものです。

社会人の学び直しを後押ししつつ、成長分野の人材を増やすねらいです。

### ◆支給対象は支給要件期間 10 年から 3 年に短縮

専門実践教育訓練給付金の支給対象者は現在、「雇用保険の被保険者のうち、支給要件期間が 10 年以上（初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする人は 2 年以上）ある人」、「雇用保険の被保険者であった人のうち、離職日の翌日から受講開始日までが 1 年以内で、かつ支給要件期間が 10 年以上（初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする人は 2 年以上）ある人」となっています。

これを、来年 1 月以降に受講開始する専門実践教育訓練を対象に、上記の支給要件期間を 10 年以上から 3 年以上（初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする人は 2 年以上）に短縮します。

### ◆「教育訓練支援給付金」も拡充

失業中の人に支給する「教育訓練支援給付金」についても拡充し、来年 1 月以降に受講開始する専門実践教育訓練からは、45 歳未満の離職者のうち一定の要件を満たす人には、基本手当日額に相当する額の 80% が支給されることとなります。

### ◆支給対象講座や一般教育訓練給付金も拡充へ

IT 等の分野で活躍する人材を増やすため、2018 年度から経済産業省が新たに認定する講座や、文部科学省が 2019 年度から導入を目指している「専門職大学」なども新たな給付の対象とします。

このほか、一般教育訓練給付についても対象の講座拡大や助成率の引上げを来夏にかけて検討していくことにしています。